

第7回計画策定等に関するワーキンググループ 意見交換用資料

令和5年1月13日

広島県

令和3年、4年の提案募集では以下の事項に係る提案を行った。  
他の計画においても同様の事項がないか点検をお願いしたい。

1 計画の策定そのものの改革

(1) 上位計画や他の計画等に類似する事項を記載しており、新たに個別の計画を策定する意義が乏しいと考えられるもの

- ・都道府県障害福祉計画，都道府県障害児福祉計画
- ・家畜排せつ物利用促進都道府県計画，酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画
- ・瀬戸内海環境保全県計画，瀬戸内海指定物質削減指導方針

(2) 地方が策定するには内容が専門的であるもの

- ・地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画

(3) 形式的となっており，都道府県が計画を策定する意義が乏しいと考えられるもの

- ・土地利用基本計画（個別法に基づき実質的な調整が行われている）

(4) 県計画等に規定されており，市町村別の計画等を省略できると考えられるもの

- ・日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針

(5) 地方公共団体の自主的判断に委ねるべきものであり，国が計画策定を義務付ける意義が乏しいと考えられるもの

- ・地方スポーツ推進計画

## 2 計画策定等に係る事務負担の改革

### (1) 事務手続き

⇒計画策定，変更にあたって，協議会等の開催，大臣の承認，専門家からの意見徴収等の事務手続きが規定されている

- ・ 新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画（専門家からの意見聴取）
- ・ 下水道事業計画の協議及び下水道に関する都市計画事業の認可（電子媒体による提出）

### (2) 策定期間・計画期間

⇒関連計画と周期が合わない，計画期間の設定が短い

- ・ 都道府県健康増進計画 \*愛知県提案
- ・ 都道府県介護保険事業支援計画 \*群馬県，新潟県提案

### (3) 人員・予算上の過大な負担

⇒内容が専門的であり，策定に費用・労力を要する

- ・ 港湾計画
- ・ 地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画

## 3 計画策定の代替手段，事務負担軽減策

(1) 実質的な義務付けも含めた義務の廃止，策定の要否について自治体の判断を尊重

(2) 上位計画や他計画に代替

(3) 国計画と一体的な策定

- ・ 目標数値の入力のみ（ブランクへの入力等）も可能とする
- ・ 国地方機関による作成

(4) 都道府県計画と一体的な策定

(5) 他の地方公共団体と共同策定

(6) 記載内容の簡素化

- ・ 数値目標記載のみも可能とする

(7) 事務手続き，規定の廃止

(8) 計画期間の柔軟化・弾力化